

## 厚生労働大臣が定める届出に係る掲示事項 (療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項)

### ・医療情報取得加算

- ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- イ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

### ・後発医薬品使用体制加算

- ア 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。
- イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。
- ウ 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合は説明いたします。

### ・手術通則

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数  
(令和6年1月～令和6年12月)

(区分1に分類される手術)	0件
(区分2に分類される手術)	0件
(区分3に分類される手術)	0件
(区分4に分類される手術)	0件
(その他の区分に分類される手術) ペースメーカー交換術	1件

### ・入院基本料に関する事項

当病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

9時00分～17時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。

17時00分～ 9時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は20人以内です。

### ・入院食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養費( 1 )の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

### ・北海道厚生局への届出事項に関する事項

- ・障害者施設等入院基本料10:1
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・入院時食事療養1
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

### ・明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

#### ・保険外負担に関する事項

当院では、診断書・証明書類作成料、その他療養の給付とは直接関係のないサービスにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の「文章等価格一覧」「保険外負担金(自費)一覧」をご覧下さい。  
なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。

#### ・長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の価格差4分の1相当の料金)をお支払いいただきます。  
\*「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。  
\*先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金は要りません。  
\*みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。  
これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力を願います。